

難病制度の改正について

平成26年5月30日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布されたことに伴い、難病の制度が変わります。大きく変わる点は…

- ①月額自己負担限度額の金額・算定方法の変更
- ②指定医療機関・指定医の指定
- ③対象疾病の拡大

この3つです。詳細は以下をご覧ください。

①月額自己負担限度額の金額・算定方法の変更

経過措置3年間とは・・・平成27年1月1日から平成29年12月31日まで。平成26年12月31日時点で有効な特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、平成26年中に申請し、認定された方は、経過措置の対象となります。経過措置の対象者を「既認定者」とします。

	現行の月額自己負担限度額		新しい月額自己負担限度額
算定の対象者	生計中心者一人		(医療保険上の)世帯員全員
算定対象の税金	所得税		市町村民税(所得割)
入院・外来の区別	入院・外来別に		入院・外来の区別なし
自己負担限度額	0円～23,100円(月額)		0円～30,000円(月額)
入院時の食費	上記の自己負担限度額に含まれる	➔	全額自己負担(経過措置3年間は2分の1)
院外薬局における薬代	自己負担なし		月額自己負担限度額に含まれる
重症患者	自己負担なし		自己負担あり (経過措置3年を過ぎると、重症という区分がなくなる)
市町村民税非課税者	自己負担なし		自己負担あり
人工呼吸器等装着者	—		月額自己負担限度額1,000円
生活保護受給者	—		月額自己負担限度額 0円

新たな医療費助成における月額自己負担限度額表

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割 *ただし、高齢者医療制度における1割負担者を除く					
			自己負担限度額(外来+入院+薬代+訪問看護費用)					
			原則			既認定者(経過措置3年間)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	10,000			
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	20,000			

②指定医療機関・指定医の指定

○指定医療機関について

- ・平成27年1月1日以降、受けた治療費が医療費助成の対象となる医療機関等(病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション)は都道府県が指定した指定医療機関等に限定されます。
- ・指定外の医療機関等で受療した際の医療費については、払戻請求の対象にもなりません。

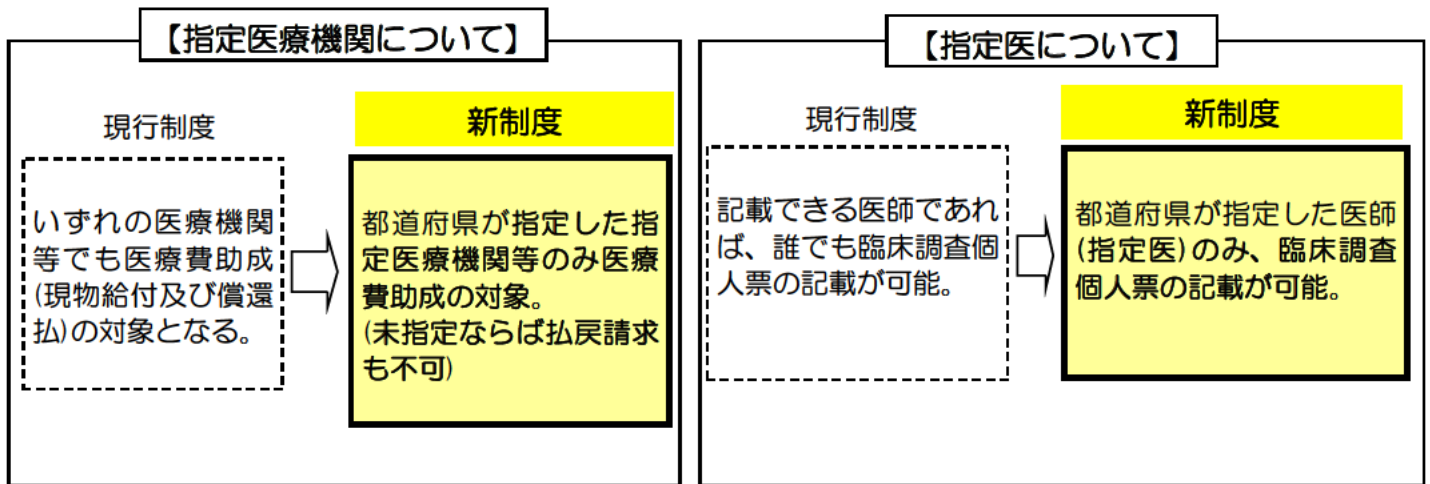
○指定医について

- ・新制度に基づく臨床調査個人票を記載することができるのは、都道府県が指定した指定医に限定されます。

※例外として、平成26年12月31日時点で有効な特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、かつ、平成26年12月31日までに新制度の手続きを行う方に限り、指定医の記載でなくても構いません。

○指定医療機関及び指定医に係る申請受付

(これは患者さんからの申請ではなく、医療機関等が行う申請です)



③対象疾病の拡大

○難病の中で、医療費助成の対象となる疾病が現在の56疾病から約300疾病に拡大されます。

まず先行して平成27年1月1日から110疾病が対象となり、平成27年夏頃に約300疾病に拡大される予定です。

○対象疾病については、公表されている110疾病に加え、現在、国で検討中である疾病についても分かり次第、公開いたします。

○新制度における医療費助成の対象患者の認定基準について、それぞれの疾病の特性に応じた重症度分類等を組み込んで設定することとなりました。それにより、現行制度で医療費支給認定されていた患者さんであっても新たに設定された認定基準を満たさず、医療費助成の対象者として認定されない場合があります。